平成２３年（フ）第７２５号
福岡県朝倉市堤1085―１、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町地徳2669番地
破産者　上村　正義
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４１号
神奈川県海老名市国分南１丁目11番６―406号
破産者　伊藤　雅之
１　決定年月日　平成23年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５３号
横浜市南区別所５丁目３番５号　K・Sビル２―A
破産者　吉永　泰広
１　決定年月日　平成23年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０８号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　735―402号、旧住所神戸市須磨区多井畑東町20番地の10
破産者　重富　晶志
１　決定年月日　平成23年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
秋田県由利本荘市東梵天136番地３
破産者　小濱　隆二
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１０８３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目１番17号
破産者　萬野　喜一
１　決定年月日　平成23年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台４―102号、申立時の住所奈良県大和郡山市城町1802番地38
破産者　嘉瀬井　了
１　決定年月日　平成23年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
開始決定時の住所北海道旭川市永山５条８丁目５番４号
破産者　菊地　克臣
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
開始決定時の住所福島県相馬市原釜字南戸崎71―１　日起建設株式会社寮内、住民票上の住所北海道旭川市永山９条５丁目６番20号クローチェD号室
破産者　西村　哲仁
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
青森市大字泉野字野脇22番地
破産者　小笠原利男
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
青森市松森３丁目17番67号　田中貸家４号、開始決定時の住所青森市中央１丁目27番13号
破産者　立花　建男
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８６号
横浜市旭区川島町2998番地２　サンライフコウワ103号
破産者　坪井　良祐
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２３号
横浜市磯子区森２丁目26番19―406号
破産者　川内信一郎
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
神奈川県秦野市曽屋3268番地の２
破産者　大津　正夫
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２８号
岩手県陸前高田市高田町字馬場前128番地１
破産者　いずみ建設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
２　一般調査期日　平成23年11月15日午前10時30分
平成23年９月15日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１５２２号
愛知県犬山市字若宮30番地　リヴィエールヴィレッジ103、開始決定時の住所名古屋市天白区原１丁目814番地　ヒューマンポートαV101号
破産者　辻岡　良武
１　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
２　一般調査期日　平成23年11月９日午後１時55分
平成23年９月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８８９号
大阪市港区福崎２丁目10番14号
破産者　築港生コンクリート株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
２　一般調査期日　平成23年11月２日午後３時
平成23年９月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷イ―46、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町青方郷923番地
破産者　名**切**　春美
１　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
２　一般調査期日　平成24年１月27日午後１時15分
平成23年９月16日　長崎地方裁判所五島支部